

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）の策定について

平成 13 年 12 月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行及び翌年 8 月の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定を受け、同法に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として平成 16 年 12 月に「仙台市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 17 年度～平成 22 年度）を策定し、様々な施策に取り組んできた。震災後は、それまでの取組の成果や課題を踏まえ、平成 24 年 3 月に「仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）」（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）を策定した。現行計画の計画期間が平成 28 年度で終了することから、その第三次計画を策定する。

1 現行計画（第二次）について

（1）計画期間

平成 24 年度～平成 28 年度（5 年間）

（2）計画の目的

子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しみ、豊かに感じ、考え、表現する力を育む読書環境をつくる

（3）基本の方針

- 子どもが読書に親しむ機会の提供
- 子どもの読書環境の整備・充実
- 子どもの読書に関する理解の促進
- 家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力

2 第三次計画の策定について

「仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会」を設置し、有識者の意見を反映させながら計画案をとりまとめる。また、計画の中間案についてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取する。

（1）計画期間（案）

平成 29 年度～平成 33 年度（5 年間）

（2）スケジュール（予定）※資料 4

（3）基本的な考え方

子どもが人生をより深く生きる力を身につけられるよう、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体として子どもが読書に親しむことのできる環境づくりに取り組む。

※現行計画における成果指標と実績（資料 5）を踏まえて、現在策定中の（仮称）仙台市教育振興基本計画や（仮称）仙台市図書館振興計画との調整を図りながら策定する。

（4）第三次計画において検討が必要と考えられる主な内容

- 地域・家庭における読書活動の推進
 - ・家庭における読書活動に対する保護者の理解促進
 - ・子どもの読書活動に係わるボランティアへの支援等強化

- 学校・図書館における読書活動の推進
 - ・中学生の読書活動の推進
 - ・連携推進のための情報交換の機会等の創出
- 現行計画において達成度の低かった項目の取り扱い
- 学校図書館に対する図書配送システムの検討
- 震災を踏まえた読書活動の推進
- 電子書籍の取扱